

組織強化運営委員会規定

第1条 (設 置)

本規定は、組合規約第69条の定めにより設ける。

第2条 (性 格)

本委員会は、中央執行委員会の諮問機関とする。

第3条 (任 務)

本委員会は、組合組織に関わる重要事項並びに組合員に影響を及ぼす重大な合理化問題について審議し、中央執行委員長に答申する。

第4条 (構 成)

本委員会は、中央副執行委員長、書記長、支部長4名で構成する。

第5条 (委員会の開催)

本委員会は、委員よりの申し出により、中央執行委員長が招集する。

第6条 (実 施 期 日)

本規定は、平成5年8月25日より実施する。

(H20.8改定) (H21.8改定) (H26.8改定) (2019.8改定)